

令和4年（ワ）第891号 国家賠償請求事件

原告 ラトナヤケ・リヤナゲ・ワヨミ・ニサンサラ・ラトナヤケ ほか2名

被告 国

原告ら第8準備書面 収容の違法性について（補充）

5

2023年7月5日

名古屋地方裁判所民事第10部合議口B係 御中

10

原告ら訴訟代理人弁護士 川口直也

原告らは、被告の令和5年4月28日付第5準備書面（以下「被告第5準備書面」という。）「第2」（同6ページ以下）に対して、以下のとおり反論するとともに（第1ないし第4）、収容の違法性についての主張を補充する（第5ないし第8）。なお、被告第5準備書面「第1」（同3ページ以下）に対する反論を含めた損害論は別途主張を補充する。

目次

目次	2
第1 はじめに～必要性、合理性、比例性のない収容は「恣意的な収容」に当たり違法であること	4
第2 DV被害の影響により在留期間を経過してしまったこと	5
1 同「ア」に対して	5
2 同「イ」に対して	7
3 同「ウ」に対して	8
4 同「エ」に対して	9
5 同「オ」に対して	9
6 小括	9
第3 ウィシュマさんに逃亡のおそれがなかったこと	10
1 被告の主張	10
2 上記主張に対する反論	10
3 ウィシュマさんの体調からして逃亡は不可能だったこと	11
4 小括	12
第4 送還の見込みがなかったこと	12
1 国費送還について	12
2 自費出国許可による送還について	13
3 小括	14
第5 帰国への圧力として収容を利用したことの違法	14
1 被告は収容を帰国への圧力に用いたことを事実上認めていること	14
2 査定的収容・拷問にあたること	14
3 小括	17
第6 2021年2月15日前後に仮放免せず収容を継続したことは違法であること	17

第7 2021年2月22日以降に仮放免せず収容を継続したことは違法である こと.....	19
第8 違法な収容の継続と死亡との因果関係.....	19
1 自ら外部医療機関において医療を受ける機会を奪ったこと.....	19
2 収容の継続がウィシュマさんの健康悪化に寄与していること.....	20
3 小括.....	22
第9 結語.....	22

第1 はじめに～必要性、合理性、比例性のない収容は「恣意的な収容」に当たり違法であること

第1 はじめに～必要性、合理性、比例性のない収容は「恣意的な収容」に当たり違法であること

まず、被告の第5準備書面に対する個別の反論をする前に、改めて、収容の違法性に関する基本的な考え方を簡潔に述べておく。

原告らは、第2準備書面第2（9ないし16ページ）、第5準備書面第2（6ないし14ページ）において、必要性、合理性、比例性のない収容は「恣意的な収容」に当たり、自由権規約9条1項に反し違法であると主張してきた。 5

これに対し、被告は、被告第2準備書面において、自由権規約9条1項の規定について「少なくとも、法律に定める理由及び手続によらない自由の剥奪を禁じていると解される」（14ページ19行目）、自由権規約委員会の一般意見等の国際文書は法的な拘束力を有するものではない（17ないし18ページ「エ」）、というのみで、「必要性、合理性、比例性のない収容は、自由権規約9条1項に反し違法となる」という原告主張に正面から反論するものではない（原告ら第5準備書面6ないし7ページ）。 10

必要性、合理性、比例性のない収容が自由権規約9条1項の禁じる恣意的な収容に当たることは、身体の自由の原則や、自由権規約委員会の一般的意見等の重要な国際文書から当然の帰結であり、必要性、合理性、比例性のない収容は自由権規約9条1項に反し違法となる（原告ら第5準備書面7ないし14ページ）。 15

そして、ウィシュマさんに対して行われた収容は、必要性、合理性、比例性のない収容にあたり、違法であるため、被告はこれによって生じた損害について、相続人である原告らに対して賠償する責任を負う。 20

第2 DV被害の影響により在留期間を経過してしまったこと

被告は、被告第5準備書面「第2 2 (1)」において、「ウィシュマ氏が不法残留となった経緯に元交際相手からのDV被害の影響があったとは認めないこと」として、縷々主張しているので（同8ページ以下）、これに対して以 25

下のとおり反論する。

1 同「ア」に対して

(1) 被告の主張

被告は、ウィシュマさん 在留期限を経過した後も就労目的で在留を続けたのであって、DV被害の影響により非正規滞在^{*1} になったのではない旨を主張する(被告第5準備書面8ないし9ページ)。

5

(2) 反論

ア しかし、次ページ以後の表のとおり、ウィシュマさんが非正規滞在となつたのは2019(平成31)年1月22日であるが(表⑮)、

10

- ・それよりも前である2017(平成29)年12月頃から元交際相手との交際を開始したこと(表②)

- ・その2か月後の2018(平成30)2月6日には中絶薬を飲まされたこと(表④・甲30、甲4の1・62ページ)

- ・中絶薬を飲まされた同月から日本語学校の3分の1から半分程度を欠席するようになり(表⑤)、その2か月後の2018(平成30)年4月以降は元交際相手との同居を開始して自動車部品工場での就労を開始したこと(表⑥)

15

- ・留学の在留期限である2018(平成30)年9月29日の8日前に元交際相手の事情に基づいて難民認定申請を行ったこと(表⑪)

20

- ・交際中に頭から血が出るまで殴られ蹴られ続けていたこと(表⑯)

*1 被告は「不法残留」という語を使っているが、1975年、同連では、その用語は常に移民に罪があるような印象を与えるため、「irregular」(非正規)あるいは「undocumented」(無登録、未登録、書類のない)という表現を用いるように総会決議がされている。したがって、本準備書面では引用部分を除き、以下「非正規滞在」と表現する。

等に鑑みれば、単純に、ウィシュマさんが就労を目的としていたことのみを理由として、非正規滞在を続けたものと考えることはできない。

	時期	事実	証拠
①	2017（平成29）年6月29日	来日する。在留期間は1年3ヶ月、所属機関は千葉県内の日本語学校。	甲4の1・21ページ 5
②	2017（平成29）年12月	元交際相手との交際を開始する。	甲4の1・21ページ
③	2018（平成30）年1月	それまでは日本語学校の授業を月に1回程度のみしか欠席しなかった。	甲4の1・21ページ
④	2018（平成30）年2月6日	中絶薬を飲まされる	甲30。甲4の1・6 2ページにも時期は特定されていないが、「B 氏から無理矢理中絶させられた」との記載あり。 10 15
⑤	2018（平成30）年2月以降	全登校日のうちの3分の1から半分程度を欠席する。	甲4の1・21ページ
⑥	2018（平成30）年4月以降	静岡県内で元交際相手との同居及び自動車部品工場での就労を開始する。	甲4の1・21ページ 20
⑦	2018（平成30）年4月下旬	同校からの電話連絡に応じなくなる。	甲4の1・21ページ
⑧	2018（平成30）年5月以降	授業に一切出席しなくなる。	甲4の1・21ページ
⑨	2018（平成30）年6月25日	日本語学校を除籍される。	甲4の1・21ページ
⑩	2018（平成30）年9月以降	静岡県内の弁当工場での就労を開始する。 (2020（令和2）年4月2日まで)	甲4の1・22ページ 25
⑪	2018（平成30）年9月21日	元交際相手の事情に基づいて難民認定申	甲4の1・21ページ

第2 DV被害の影響により在留期間を経過してしまったこと 2 同「イ」に対して

		請を行う。	及び22ページ
(12)	2018(平成30)年9月29日	留学の在留期限	甲4の1・21ページ
(13)	2018(平成30)年10月15日	特定活動への在留資格変更が許可される。	甲4の1・21ページ
(14)	2018(平成30)年11月2日	元交際相手が非正規滞在となる。	甲4の1・21ページ 脚注43
(15)	2019(平成31)年1月22日	非正規滞在になる。	甲4の1・22ページ
(16)		「私にいっぱい殴った。 いっぱい血出た(blood=血) 頭 傷 トゥーミーやった。 でも私もビザないから我慢だけ」	甲4の3・別紙22
(17)	2020(令和2)年8月19日	元交際相手に家を追い出され、沼津警察署清水町交番に出頭する。	甲4の1・21ページ

イ むしろ、元交際相手との交際を開始し、交際期間中は中絶薬を飲まされる、暴力を受ける等の恐怖により支配されており、日本語学校にも出席ができなくなり脱落し、通っていた日本語学校があった千葉県から静岡県に元交際相手と引っ越しをしたことによりそれまで千葉県にあった友好関係が失われ、そうしたつながりを断たれた状況で、元交際相手による支配関係を継続させるために元交際相手の事情に基づく難民認定申請が行われるなどして在留が継続したものであり、こうした在留における活動のひとつとして就労があったものにすぎないと位置付けることが自然である。

2 同「イ」に対して

(1)被告の主張

被告は、「『彼（引用者注：元交際相手）は私が不法残留となっていたので友達を作るなどと言った。』との供述を前提とすれば（中略） ウィシュマ氏及び元交際相手が不法残留状態となっていることがその他者、ひいては捜査機

関に発覚するおそれがあることから、それを避けるために助言をしていた趣旨のものとも解される。」「したがって、ウィシュマ氏が元交際相手から『携帯電話を用いて連絡を取ることも制限されていた』ことをもって、直ちに『精神的にも肉体的にも支配されていた』(引用略)と評価することはできない」と主張する（被告第5準備書面9ページ）。

5

(2) 反論

しかし、外部との連絡を遮断させることは、交際相手を自身の支配下に置かせる典型的なDVの手口である。これと同様に、本文脈ではウィシュマさんも元交際相手に支配されていたことを問題としているのであり、オーバーステイの発覚を防ぐためなどといった目的は問題としていない。議論のすり替えである。

10

3 同「ウ」に対して

(1) 被告の主張

被告は、ウィシュマさんが「日本語学校を除籍されるに至った原因は金銭的な問題であった旨述べている」ことをもって、ウィシュマさんが就労目的で在留を続けたと主張するようである（被告第5準備書面10ページ）。

15

(2) 反論

ア しかし、ウィシュマさんが2018（平成30）年6月25日に日本語学校を除籍された理由は「所在不明」（甲4号証の1・21ページ）であって、金銭的な理由で除籍されたものではない。

20

イ むしろ、所在不明が除籍の理由であることは、上述のとおり、2018（平成30）年2月6日に元交際相手に中絶薬を飲まされ、その後、同月以降全登校日のうちの3分の1から半分程度を欠席し、同年4月以降静岡県内で元交際相手との同居及び自動車部品工場での就労を開始し、同月下旬には同校からの電話連絡に応じなくなり、同年5月以降授業に一切出席しなくなつた一連の経過と整合する。

25

ウ したがって、元交際相手によるDVによる影響とは無関係に日本語学校を除籍されるに至ったと考えることは困難である。

4 同「エ」に対して

被告は「ウィシュマ氏が、本邦に引き続き残留して就労するために法律の専門家である弁護士に相談までしていた」と主張している（被告第5準備書面1
1ページ23行目以下）。5

しかし、かかる主張は、被告の最終報告書に至るまでの調査（甲4の1）においても、ウィシュマさんが供述する「弁護士」は特定することはできず、弁護士の助言を受けた事実についても確認することはできなかった（甲4の1・
23ページ脚注51）。被告の上記主張は、自らの調査でも事実と確認できなかつた根拠薄弱なものである。10

5 同「オ」に対して

被告は「ウィシュマ氏が、在留資格を失っている中で、本邦からの退去強制を恐れて警察に出頭せず、就労ができずに経済的苦境が打開できないことが確実になった段階で出頭したこととむしろ整合的である」と述べるが（被告第5準備書面13ページ）、そのような事実は立証されておらず、単なる憶測にすぎない。15

6 小括

以上からすれば、「ウィシュマ氏が不法残留となったことについて、元交際相手からのDV被害の影響があったとする原告らの主張には理由がない」との被告の主張こそ、理由がない。20

被告の主張からは、非正規滞在者は就労のみを目的とするものであるという被告の先入観・固定観念が見てとれる。それこそが、ウィシュマさんのDV被害の訴えを真摯に取り合わず、結果的に死亡に至らせた原因であるのに、被告の本件における主張全般を見ても、全く反省が見られない。最終報告書において、有識者の一人がした、「関連資料を見る限り、A氏はB氏から様々な暴力

や脅しを受けていたのであるから、裁判所による保護命令まで必要な事案でないとしても、調査により事実関係を確認の上、A 氏を DV 被害者として認定すべきだった。」との指摘（甲4の1・91ページ）が全く顧みられていないのは、極めて遺憾である。

第3 ウィシュマさんに逃亡のおそれがなかったこと

5

1 被告の主張

被告は、被告第5準備書面「第2 2 (2)」(同13ないし14ページ)において、①ウィシュマさんが「不法残留」となった経緯や、②ウィシュマさんが2020年8月20日に収容された当時は早期の帰国を希望していたのに、収容から4か月ほどが経過した同年12月中旬以降、支援者と度々面会するようになった後、引き続き日本に留まることを希望するようになったこと、③ウィシュマさんが従前、日本での「不法就労」のために「不法残留」していたと供述していたことを理由として、仮放免不許可処分の時点で逃亡のおそれがあった旨主張している。

10

2 上記主張に対する反論

15

(1)しかし、前記①ないし③の各理由から、何故、2021年2月15日の時点で、ウィシュマさんに逃亡のおそれがあったと言えるのかについて、被告からは何ら説明がない。

20

(2)さらに、被告は、ウィシュマさんが従前日本での「不法就労」のために「不法残留」していたと供述していたこと（前記③の理由）を、ウィシュマさんに逃亡のおそれがあったことの理由としているところ、政府が法案を提出し、2023年6月9日に可決された改定入管法52条の2第1項においては、収容に代わる監理措置の判断に当たって、「逃亡し、又は不法就労活動をするおそれの程度」を考慮することとしている。つまり、国は「不法就労活動をするおそれ」と逃亡のおそれを別概念としているのである。したがって、就労目的があったことを「逃亡のおそれ」に取り込んで考慮することは、被

25

告国の見解にも反し、採り得ない。

3 ウィシュマさんの体調からして逃亡は不可能だったこと

(1) 2021年2月15日の時点で、ウィシュマさんの尿からは「ウロビリノーゲン3+」「ケトン体3+」「蛋白質3+」が検出されている(甲5・51)。

このことは、同日時点でウィシュマさんが極度の栄養不足状態で、電解質異常や腎機能障害を招来している可能性があったことを意味している(原告ら第7準備書面22ないし25ページ)。このため、遅くとも同日時点で、ウィシュマさんが逃亡ができる体調になかったことは明らかである。

(2) また、以下の各事実からすれば、遅くとも同月15日時点で、ウィシュマさんがおよそ逃亡できる状態になかったことは、外形的にも明らかである。

・ウィシュマさんが遅くとも同月3日時点で、移動に車椅子を使用するようになっていたこと(甲4の1・38頁)

・面会中に吐きそうになり、口を押さえて我慢するなどして、体調不良により面会が中止になることや面会が実現しないことも増えていたこと(甲9・5頁ないし8頁、甲4の2・17ないし24頁)

・ウィシュマさん自身も医師の診察を求めていたこと(甲6の5・6)

(3) さらに、以下は同月15日より後の事実であるが、1週間～2週間以内のものであり、同月15日の時点でもおよそ逃亡できる状態ではなかったことを推認できる。

・遅くとも同月22日以降、食事どころか経口補水液OS1を飲み込むことすら困難になっていたこと(乙36の1ないし20)

・遅くとも同日以降、寝た状態から自らの体を起こすことも出来なくなっていたこと(乙36の1ないし20)

・ ウィシュマさんを横臥状態から引き起こすのに看守勤務員2、3人を要し、女性警備官が「連日の介助作業のために腰痛等を訴え」たために、同月26日に介護ベッドの購入を請求する（甲92、甲93）ほど、同日時点ではイシュマさんの体に力が入らない状態が継続していたこと

5

(4) なお、仮放免関係決裁書（乙34）には、イシュマさんの逃亡のおそれについて何ら記載されていない。このことからすれば、同日、被告によりなされた仮放免不許可処分の判断において、イシュマさんの逃亡のおそれの有無が一切考慮されていなかったことは明らかである。

(5) 以上のことからすれば、遅くとも2021年2月15日の時点において、
イシュマさんの健康状態からすれば逃亡することは不可能であり、逃亡のおそれがなかったことは明らかである。

4 小括

以上から、2021年2月15日の仮放免不許可処分の時点で逃亡のおそれがあつた旨の被告の主張には理由がない。

15

第4 送還の見込みがなかったこと

1 国費送還について

(1) 被告は、被告第5準備書面「第2 2 (3)」(同14ないし15ページ)において、会計上の調整等をすれば国費送還可能な状態であったと主張している。

20

(2) しかし、原告ら第5準備書面20ページ以下で述べたとおり、2020年8月20日にイシュマさんが収容されてから死亡する2021年3月6日までの6か月半もの間、被告が国費送還に向けた具体的な手続を取っていないかったことは明らかである（甲4の1・24ないし25ページ参照）。

25

このような長期間、国費送還の具体的な手続を取っていないかったのであるから、国費送還が絶対に不可能だったとまでは言えないとしても、イシュ

マさんが亡くなるまでの間に実施の見通しすら経っていなかつたことは間違いない。

(3) 求釈明

被告は、「現に、出入国在留管理庁は、令和3年においても、103名をスリランカ向けに送還（うち自費出国による送還は85名）しているのであって（乙第50号証）、国費送還が不可能な状態ではなかつた。」と主張している（被告第5準備書面15ページ5行目以下）。5

そうであれば、国費送還をされたのは18名ということになり、かつ、同年におけるチャーター便送還は実施されなかつたのであるから（乙50・図表61「国費送還（集団送還）」の項目）、これら18名は個別に旅客機を利用して国費送還をしたことになる。10

被告の上記主張が、ウィシュマさんについても国費送還が可能だったという趣旨であれば、上記18名が国費送還された時期がウィシュマさんが亡くなる2021年3月6日以前であるのか、それより後なのかを明らかにされたい。15

2 自費出国許可による送還について

(1) 被告は、国費送還ではなく、自費出国が可能な場合は極力自費出国による努力を促す方針を執っていたところ、ウィシュマさんの家族の所在を探し、ウィシュマさんの家族からウィシュマさんの帰国費用を援助してもらうことにより、ウィシュマさんの自費出国を促す対応をとっていたことから、漫然とウィシュマさんの収容を続けたものではない旨主張する（被告第5準備書面15ないし16ページ）。

(2) しかし、原告ら第5準備書面23ページ以下で述べたとおり、ウィシュマさんは自身の所持金も乏しく、親族や大使館による援助も得られない状況であった。20

そして、自費出国をするためには、本人の申請に基づき、主任審査官の許

可が必要なところ（入管法52条4項）、本件でウィシュマさんが自費出国許可の申請をしたこと、名古屋入管の主任審査官が許可をしたことも認められない（甲4の1・24ないし25ページ「(1) 送還に向けた取組状況等」参照）。

(3) 以上から、ウィシュマさんについては、自費出国許可を得ての送還ができる見通しがなかったことは明らかである。 5

3 小括

以上から、国費、自費いずれによってもウィシュマさんの送還ができる見通しはなかったにもかかわらず、なおも収容を継続したことは漫然と収容したものとして違法であるとの評価を免れるものではない。 10

第5 帰国への圧力として収容を利用したことの違法

1 被告は収容を帰国への圧力に用いたことを事実上認めていること

被告は、原告が仮放免関係決裁書（乙34）における「一度、仮放免を不許可にして立場を理解させ、強く説得希望する必要あり」の記載について「帰国への圧力に利用したものではないと主張するのか、帰国への圧力に利用したものであるが圧力として利用することは許されると主張するのか、明確に認否をされたい」と被告に求めたのに対して、被告第5準備書面「第3」（17ページ）において、「原告らの『名古屋入管は、ウィシュマさんを帰国させる圧力として収容を継続した。』との主張については争う。」とした上で、「仮放免の許可、あるいは、不許可の判断をするに当たって、主任審査官がこのような点も考慮することは、何ら違法なものではない」と自らを正当化しようとしている。

このことからすると、被告は一応「争う。」とは述べているものの、「帰国への圧力に利用したものであるが圧力として利用することは許される」という立場に立っているものと解される。 25

2 憲意的収容・拷問にあたること

以上のとおり、ウィシュマさんが最初の仮放免申請をした2021年1月4日以後の収容は、5 ウィシュマさんに対して帰国への圧力をかけることを目的に行われたものであるため、これは拷問に等しく、明らかに違法であり、その程度は重大である。被告がこのような目的を正当化したことは、まさに国家による拷問が入管収容によって行われていることを公にしたのと同じであり、裁判所においてはこのような目的による収容に対して、違法であるという評価を明白にすべきである。

帰国への圧力を目的として収容を行うことが違法であることは、原告ら第2準備書面28ないし29ページで主張したとおりであるが、以下のとおり補充して主張する。10

(1) 目的外の収容は恣意的な収容に当たり、許されないこと

ア 法が定める本来の目的以外の目的で収容を行うことは、必要性を欠くことになるため、恣意的な収容に当たり、許されない。これは、入管法上、目的について明文がない場合であっても同じである。

イ 入管収容の目的について、原告は、逃亡の防止（送還のための身柄確保）のみが目的であると主張してきた。これに対し、被告は、「在留活動の禁止」も収容の目的に当たると主張した（被告第1準備書面36ないし38ページ）。「在留活動の禁止」が収容の目的とはなり得ないことについては、原告は第2準備書面で詳述したが（14ないし25ページ）、いずれにせよ、被告の主張を前提としても、「帰国への圧力をかけること」は、入管収容の目的に含まれていないことに変わりない。15

ウ 本件において、入管職員らが、入管収容の目的を逸脱して、帰国への圧力を目的として入管収容を用いたことは、本来の収容の目的に照らして必要性がなく、恣意的であり、違法である。

(2) 帰国への圧力をかける収容が拷問に当たりうること

ア 拷問等禁止条約第1条が強要目的の行為を禁じていること

「帰国への圧力をかける」という目的による収容が拷問にも当たりうることは、日本が加入している拷問等禁止条約からも明らかである。

(ア) 拷問等禁止条約第1条は「この条約の適用上、『拷問』とは、身体的なものであるか精神的なものであるかを問わず人に重い苦痛を故意に与える行為であって、・・・本人若しくは第三者が行ったか若しくはその疑いがある行為について本人を罰すること、本人若しくは第三者を脅迫し若しくは強要することその他これらに類することを目的として又は何らかの差別に基づく理由によって、かつ、公務員その他の公的資格で行動する者により又はその扇動により若しくはその同意若しくは默認の下に行われるものをいう」と定めている。10

(イ) ウィシュマさんに対して、帰国への圧力をとして収容を行ったことは、帰国を「強要すること」を目的として、あるいは、翻意して在留を希望するようになったウィシュマさんを「罰する目的」で行ったといえ、いずれにせよ拷問等禁止条約の禁じる「拷問」に当たりうる行為であり、収容の目的として許される余地はない。15

イ 拷問等に関する特別報告者の報告書

外国籍者に対する帰国への圧力をとして収容を行うことが許されないことは、拷問等に関する特別報告者の報告書（甲94）によれば、より一層明らかである。

①国連の人権理事会に設置されたテーマ別特別手続である「拷問等に関する特別報告者」は、移民が拷問による被害を受けやすい傾向があることから、非正規移民に対する拷問等を禁じる国際的な義務を確認するため、2018年、人権理事会に報告書を提出した。日本は、人権理事会の理事国を複数回務めており、特別手続の役割を重視し、協力を宣誓している（甲67の1）。20

②同報告書は、移民に対する収容が拷問に当たりうる場合について、「移

5

住者としての地位のみに基づく収容は、特に非正規移民またはその家族を抑止、脅迫または処罰し、彼らに庇護、補完的保護またはその他の在留資格申請を撤回させる、自主帰還に同意させる、情報または指紋を提供させる、または金銭または性的行為を強要するなどの目的、または出入国管理上の地位に基づく差別を含めたあらゆる種類の差別に基づく理由で意図的に課されたり永続化されたりする場合、拷問にさえ相当する可能性がある」とした（甲94パラグラフ28）。

10

③ ウィシュマさんに対して収容を続けたのは、上記パラグラフのうち、「自主帰還に同意させる」あるいは、「庇護、補完的保護またはその他の在留資格申請を撤回させる」目的による収容にまさに当てはまり、拷問に相当する可能性があるものであった。

ウ したがって、帰国への圧力として収容を用いることは、拷問にもあたる。

収容の目的として許される余地はない。

3 小括

15

以上のとおり、本来の目的以外の目的によって収容することは、必要性を欠くことになるため違法であることに加えて、特に、強要する目的や、移民に対して自主的な帰国に同意させる目的で収容することは、拷問等禁止条約や拷問等特別報告者によって拷問に当たりうるとされているのであるから、収容の目的として許される余地は皆無である。

20

ウィシュマさんに対して「一度、仮放免を不許可にして立場を理解させ、強く説得希望する必要あり」と、帰国のための圧力として収容を継続したことは、目的として許されず、収容の必要性、合理性が否定されるため、違法である。

第6 2021年2月15日前後に仮放免せず収容を継続したことは違法であること

原告ら第8準備書面 収容の違法性について（補充）

25

1 2021年2月15日前後の収容の違法性については、原告ら第2準備書面34ページ、原告ら第5準備書面29ページで述べたとおりである。

すなわち、尿検査によって栄養不足状態がわかり、肝機能障害や腎機能障害も疑われる状態にあり、収容に耐え難い傷病者であったため、もはや収容に耐えられない、収容に適さない状態にあったのであるから、収容の継続は比例性を欠き違法であったというものである。

2 これに対し、被告は、第2準備書面29ページで「尿検査結果に基づく原告の主張に対しては、追って反論する」としていたが、これに関する被告の反論は、第4準備書面16ないし21ページ（特に同19ページ23行目～『ケトン体3+』という検査結果が示されたことをもって、令和3年2月15日の2回目尿検査の時点において、少なくとも『水分・栄養の絶対的摂取不足による生命の危機が迫っていたという事実』（甲第46号証3ページ）が明確に示されていたとはいえない」及び同20ページ26行目～『ウロビリノーゲン3+』及び『蛋白質3+』という検査結果が示されたことをもって、令和3年2月15日の2回目尿検査の時点において、ウィシュマ氏に『生命の危機が迫っている事実』が明確に示されていたとはいはず」と思われる。

3 しかしながら、2021年2月15日の尿検査結果のケトン体3+、ウロビリノーゲン3+、蛋白質3+という数値は明白な異常値であり、極度の栄養不足状態にあったこと、肝機能障害や腎機能障害も疑われる状態にあったことは、原告ら第7準備書面22ないし25ページで述べたとおりである。

また、被告作成の最終報告書においてすら、『ケトン体3+』という結果が出ていることは、生体が飢餓状態（必要な栄養が摂取できておらず、体調の維持が困難になっている状態）にあることを示唆していると記載されている（甲4の1・32ページ脚注70。原告ら第3準備書面19ないし24ページ参照）。被告の主張は、2021年2月15日前後にウィシュマさんが深刻な健康不良状態にあったことを否定するものではない。

4 このような状態にあったウィシュマさんが、もはや収容に耐えられない、収容に適さない状態にあったことは明らかであり、ウィシュマさんの収容を継続

したことは、比例性を欠き違法である（被告においても、「収容に耐え難い傷病者」は仮放免すべきと考えていたことは、甲13「仮放免運用方針」1ページのとおり）。

第7 2021年2月22日以降に仮放免せず収容を継続したことは違法であること

5

2021年2月22日以降、ウィシュマ氏の体調が一層悪化し、衰弱している様子が明らかであったことは、原告ら第7準備書面27ないし44ページにおいて詳述したとおりである。

すなわち、同月15日の尿検査結果から、深刻な栄養不足状態、肝機能障害や腎機能障害も疑われる状態にあったことは上記のとおりであるが、さらにその後も、点滴による補水や入院下でのカテーテルを使用しての点滴による栄養補給など必要な医療が提供されず衰弱が進み、同月22日以降は、ウィシュマさんが自ら食事を取れず、十分な摂食状況は確認できず、ベッドの上で体を動かすこともままならないほど衰弱していたことが、明らかであった（乙36の1ないし20）。

10

15

このような状態にあったウィシュマさんが、もはや収容に耐えられない、収容に適さない状態にあったことはより一層明らかであり、ウィシュマさんの収容を継続したことは、比例性を欠き違法である。

第8 違法な収容の継続と死亡との因果関係

以上のとおり、ウィシュマさんに対する収容の継続は違法であり、その結果、ウィシュマさんは死亡したため、被告はこれによって生じた損害について、賠償する責任を負う。

20

違法な収容の継続によってウィシュマさんが死亡したことは、次の点からいえる。

1 自ら外部医療機関において医療を受ける機会を奪ったこと

25

訴状、原告ら第3準備書面、原告ら第7準備書面で主張したとおり、被告

は収容下のウィシュマさんに適切な医療を提供せず、ウィシュマさんは死亡した。これは同時に、仮にウィシュマさんが収容から解放されていれば、自ら外部医療機関に行って適切な医療を受け、生命を維持することをしたはずであるのに、そうする機会を奪ったということを意味する。

仮にウィシュマさんが解放されていれば、外部医療機関に行き、点滴を含めた適切な医療を受けられたはずであることは、職員らに対して「私、病院持つて行って、お願い」「これ、セーラインあげて」「病院の点滴・・・病院の点滴お願い」（乙36の3）などと言ったウィシュマさん自身の言動や、ウィシュマさんと面会し、入管に対して治療を受けさせるよう交渉した支援者の言動（甲43、44）等から明らかである。

ウィシュマさんが収容されず、自ら適切な医療を受けていれば、死亡結果を回避することができたのであるから、違法な収容の継続とウィシュマさんの死亡結果には因果関係が認められる。

2 収容の継続がウィシュマさんの健康悪化に寄与していること

訴状で主張したとおり（同12ないし13ページ）、収容は精神的、身体的に甚大な苦痛をもたらし、収容を長期間継続することは、うつ、不眠、食欲減退などの精神的な諸症状の原因や、身体的な疾病、持病の悪化の原因となる。このことは、被告においても、「長期収容による被収容者のストレスの増長及び病気の発症など、長期収容に伴う様々な問題を発生させる」と、その害悪を認識していたとおりである（甲11・1ページ）。

そして、一般的に入管収容の継続が身体的、精神的健康を害することについては、以下の文献からも具体的に示されている。

（1）世界保健機関（WHO）ヨーロッパ地域事務所の報告書（甲95）

日本が1951年に加盟した世界保健機関（WHO）のヨーロッパ地域事務所は、2022年に「移民収容における健康課題への対応と、収容の代替手段」という報告書を発表した（甲95）。これは、国際法上、入管収容は

最後の手段でなければならないにもかかわらず、必ずしもそうではない場合に行われる傾向がある一方、研究により入管収容による自由の剥奪が個人の健康に及ぼす悪影響が示されたことから、健康への取組みと、収容ではなく代替手段を取ることを促すため、まとめられたものである。

その中では、入管収容が健康に及ぼす影響について、入管収容時には地元住民と同程度の健康状態だったのが、収容期間が長くなるにつれて健康状態に問題が生じ、1か月の収容で25%、4、5か月の収容では72%の被収容者が、自分の健康状態が悪化したと評価したという調査結果や（同訳文2ページ5行目）、特に若い女性について健康状態が悪化する傾向があり（同7行目）、収容された女性には頭痛、腰痛、吐き気、震えなどの身体症状が有意に多く見られること（同8行目）が述べられている。また、入管収容に関連している身体症状として、睡眠障害、頭痛、過敏性、食欲不振などがあるとされている（同訳文5ページ20行目）。

(2) 山村淳平医師による報告

日本の入管収容においては、被収容者との面会や、仮放免後の診療を数多く行ってきた山村淳平医師が、その著書により、入管収容による健康被害を報告している（甲96）。

山村医師によると、入管収容施設においては、長い収容生活によってうつ状態となるなどの精神疾患が多く見られるほか（同105ページ）、女性においては収容のストレスによって生理不順を来すことが多いこと（同106ページ）、2017ないし2019年の重症患者の例として、摂食障害も複数見られたこと（同109ページ表4-5）が報告されている。特に、摂食障害については、「たべれない。たべても、もどしてしまう。どうしても胃がうけつけない」と訴えた収容期間4か月の男性や（同115ページ）、大村入管で餓死したナイジェリア国籍の男性のケース（同ページ）が挙げられている。

病気が悪化する原因について、同医師は、医療につなげない入管職員の対応、閉鎖的で劣悪な衛生環境、無期限の全件収容などを挙げている（甲96・127ないし129ページ）。

3 小括

このように、入管収容、特に長期収容が、被収容者の精神、身体に悪影響をもたらし、健康状態を悪化させることは、各種文献からも明らかとなっており、上記のとおり被告においてもそのような傾向を認識していた（20ページ参照）。

そして、本件においては、このような入管収容の下、ウィシュマさんが自ら食べれない状態となり、深刻な栄養不足状態となって死亡したのであるから、
10 ウィシュマさんに対する収容の継続がウィシュマさんの健康悪化に寄与したことは明らかであり、違法な収容の継続とウィシュマさんの死亡結果には因果関係が認められる。

第9 結語

以上のとおり、ウィシュマさんに対する収容の継続は違法であり、それが寄与して、
15 ウィシュマさんは健康状態を害し、死亡したため、被告はこれによつて生じた損害について賠償する責任を負う。

以上